令和７年５月 30 日

守山市 記者提供 資料

担当部署　長寿政策課（①は障害福祉課、ごみ減量推進課含む）
担当者　青木、堀井、吉川
電話　077-584-5474
FAX　077-581-0203

地域コミュニティーの維持・発展を目指して
守山市が高齢者の生活支援を全力応援！

家族構成・生活形態・価値観などの変化から、全国的に地域活動の担い手が不足し、それに伴う地域コミュニティーの維持が困難となる中、守山市では高齢者の困りごとに対する地域の取組を全力で支援します。高い自治会加入率を誇り、自治会中心のまちづくりで発展してきた守山市だからこそ、今こそ、「誰かがやってくれる」ではなく、「みんなで支えあいながら」のまちづくりを目指し、以下３つの事業を展開します。

① ごみ出し支援を受けやすい環境を整備します！＜高齢者等ごみ出し支援事業＞

自らごみを集積所まで排出することが困難な高齢者などの在宅生活を支援するために、新たに前日の午後４時以降にごみ出しができる「前日ごみ出し制度」を創設します。

※ヘルパーや同居外家族などによるごみ出し支援を受けやすい環境を整備

・対象者には登録番号を記載した「前日排出シール」を交付

・シールはごみ袋の氏名欄に貼り、前日の午後４時以降にごみ集積所へ排出

●対象者

下記のいずれかに当てはまる世帯

① 要介護、要支援、総合事業対象者認定を受けた人のみで構成する世帯

② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人のみで構成する世帯

③ ①と②のみで構成する世帯

●前日排出可能とするごみの種類

市指定ごみ袋で排出する焼却ごみ、おむつエフ、破砕ごみ

自治会ですでに類似の運用をされている場合は、「前日排出シール」なしで排出していただけます。

② 自治会の支え合い活動を応援します！＜自治会支え合い活動応援事業＞

高齢者などの日常生活におけるちょっとした困りごと（ごみ出し・電球の取替など）へのボランティア支援を実施する自治会の取組を支援します。

※日常生活上の支援を実施された自治会に報償金を支給（１万円/月、３年間）

③ 移動・外出を支援する取組を応援します！＜高齢者等移動支援事業＞

外出が困難な高齢者などに対し、学区が主体となって必要な移動を支援する取組に対し、立ち上げ（車両貸出等）と運営（事務費等）の支援を行います。